

通学路の交通安全確保について

文部科学省，国土交通省，警察庁の3省庁は，平成24年度に実施した緊急合同点検の結果を踏まえ，通学路の交通安全確保に向けた取組を以下のとおり推進している。

緊急合同点検結果に基づく対策の実施

平成24年度に全国の公立小学校及び公立の特別支援学校小学部の通学路において緊急合同点検を実施し，対策が必要とされた箇所について，学校，教育委員会，道路管理者，警察等が連携して通学路の交通安全対策を推進している。

文部科学省の取組

特に対策が必要な市町村に対し，通学路安全対策アドバイザーを派遣し，専門的な見地からの必要な指導・助言の下，学校，教育委員会，関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を支援している。

国土交通省の取組

学校，教育委員会，道路管理者，警察等の関係機関と連携して，歩道整備，路肩のカラー舗装，防護柵の設置等の交通安全対策の実施を支援している。



< 歩道設置による安全確保の例 >

警察による取組

通学路における交通安全を確保するため，道路交通実態に応じ，学校，教育委員会，道路管理者等の関係機関と連携し，信号機や横断歩道の整備等の対策を推進している。

通学路を安全に通行するための交通安全教育に関する取組

文部科学省及び警察庁では，小学生，中学生に対し，学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）や交通安全教育指針（平10国家公安委員会告示15）を基に，その発達段階に応じた歩行者及び自転車の利用者等として必要な知識・技能等を習得させるため，指導参考資料の作成や効果的な交通安全教育の実施を推進するなど，通学路を始めとする道路を安全に通行する意識及び能力の向上を図っている。

通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組

通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を文部科学省、国土交通省、警察庁で取りまとめた。

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

2. 基本的方針の策定

合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

3. 公表等

基本的方針の公表

基本的方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構築及び基本的方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して適切に情報発信する。

対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

【政府ホームページ掲載先】

通学路の交通安全の確保に向けた取組状況については、下記ホームページに掲載している。

<http://www.mlit.go.jp/road/sesaku/tsugakuro.html>